

2021年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日公表、2017年12月12日一部改正）によっています。

2 事業別損益の状況 添付 [資料1] 参照

3 使途等が制約された寄附金等の内訳

今年度は、使途等が制約された寄附金等の受入れはございません。

4 基本財産の取り扱いについて

基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産です。そのため、定款においても理事会・常任理事会の議決を経なければ、取りくずすことができない旨規定しています。当法人の正味財産は32,070,119円ですが、そのうち基本財産は10,170,022円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,169,420	602	0	10,170,022	—

5 借入金を増減内訳

借入先 東京都 借入の目的 被害回復訴訟費用への充当

これらの借入金は各訴訟のためのものであり、その返済時期は当該訴訟の終結後となります。

科目	期首残高	当期借入	当期返済	科目移動	期末残高
1年以内返済長期借入金	4,158,080	0	0	0	4,489,234
(内訳)東京医大訴訟	4,158,080	0	▲ 4,158,080	0	0
(内訳)順天堂大訴訟		0	0	4,489,234	4,489,234
長期借入金	1,260,000	4,599,234	0	1,370,000	1,370,000
(内訳)順天堂大訴訟	660,000	3,829,234	0	▲ 4,489,234	0
(内訳)ワメッセ訴訟	600,000	770,000	0	1,370,000	1,370,000

※2021年度決算にあたり、順天堂大訴訟関連の借入金は、1年以内返済長期借入金に移動

6 無形固定資産（ホームページ）の増減内訳

摘 要	取得価額	年度	2021年度償却額	減価償却累計額	期末残高
ホームページ レスポンス化	572,000	2020年度	66,733	66,733	505,267
		2021年度	114,400	181,133	390,867

※償却期間5年 定額法（取得・事業供用2020年9月）

7 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が100万円以内であるため記載していません。

8 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 事務人件費・賃借料・印刷費（コピー代）・福利厚生費（年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料）を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。

（添付 [資料2] -1、[資料2] -2参照）

(2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費（コピー代）、福利厚生費（年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料）の事業ごとの配賦について、業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。

（添付 [資料2]-3参照）

(3) いくつかの事業にまたがる会議に係る費用を各事業毎に区分する基準については、添付 [資料3] 参照。

[資料1] <2021年度 特定非営利活動に係る事業別損益の状況>

	不当な約款等の是正	差止請求関係業務に係る事業等	被害回復関係業務に係る事業等				消費者被害の調査・研究事業		消費者に対する啓発事業		事業者に対する啓発事業	政策提言事業	事業部門計	管理部門計	合計
			共通	東京医大訴訟	ワンメッセージ訴訟	順天堂大訴訟	適格消費者団体連絡協議会	消費者被害の実態調査業務	ホームページ運営	公開学習会(総会シンポ)					
I 経常収益															
受取会費												0	12,439,000	12,439,000	
受取寄附金												0	70,000	70,000	
受取助成金		300,000										300,000		300,000	
事業収益				17,187,906			1,971,235			50,000		19,209,141		19,209,141	
諸謝金												0	309,992	309,992	
雑収入												0	165	165	
経常収益計	0	300,000	0	17,187,906	0	0	1,971,235	0	0	50,000	0	19,509,141	12,819,157	32,328,298	
II 経常費用															
役員報酬	212,927	583,586	354,571	1,007,816	205,862	4,454	281,751		33,000	44,548	44,540	2,773,055		2,773,055	
事務人件費	598,475	932,758	790,777	28,756	621,839	150,967			25,161	43,133	14,377	3,206,243	1,710,011	4,916,254	
福利厚生費	181,338	282,626	239,606	8,713	188,418	45,743			7,624	13,069	4,357	971,494	577,452	1,548,946	
会議費	318,939	370,550	471,619		6,000	3,500	208,245		98,844	11,000	7,454	1,496,151	479,447	1,975,598	
旅費交通費												0	32,627	32,627	
通信運搬費	11,265	75,037	15,213	346,301	46,026	709,513	1,858	1,032		28,980	350	1,235,575	416,402	1,651,977	
消耗品費						66,508						66,508	271,598	338,106	
賃借料	82,793	129,037	109,396	3,978	86,025	20,885			3,481	5,967	1,988	443,550	81,550	525,100	
印刷費	42,659	66,486	56,366	2,050	46,614	382,066			1,793	5,837	1,024	604,895	42,018	646,913	
調査研究費	16,500		19,399	25,795	238,888		13,000					313,582	77,524	391,106	
渉外費												0	2,182	2,182	
委託費		1,677,500		8,121,390	577,500	1,994,410	73,504	455,874				12,900,178	289,926	13,190,104	
保険料												0	420,000	420,000	
租税公課	10,161	3,653		39,566	67,952	15,750	400					137,482	6,582	144,064	
減価償却費												0	114,400	114,400	
雑費	165	4,400		207,742	4,400	330	330	3,080	440			220,887	45,881	266,768	
雑損失				131,655								131,655	50	131,705	
経常費用計	1,475,222	4,125,633	2,056,947	9,923,762	2,089,524	3,394,126	15,188	564,932	458,954	170,343	152,534	74,090	24,501,255	4,567,650	29,068,905
当期経常増減額	-1,475,222	-3,825,633	-2,056,947	7,264,144	-2,089,524	-3,394,126	-15,188	1,406,303	-458,954	-170,343	-102,534	-74,090	-4,992,114	8,251,507	3,259,393

[資料 2]ー1

1. 事業費と管理費の区分の基準

(1) 事務人件費（いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。）

従事時間割合に近似にするために、主に従事している業務の性格によって、以下のように区分します。

区分	内容
事業費	差止請求・被害回復・情報受付担当の全額
管理費	経理・庶務担当の全額

(2) 福利厚生費のうち:年金・健康保険料、通勤交通費、健康診断料について

（いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。）

事務人件費に準ずる性格であり、上記事務人件費と同じ区分とします。

(3) 賃借費（主にOA機器の賃借料）

業務量割合に近似にするため、下記会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

区分	内容
事業費 (合計 223.00h)	検討事案選定会議 (11回 20.50h) 常設検討チーム<第1・第2> (20回 42.00h) 分野別検討チーム (20回 32.75h) 事業者との協議 (6回 6.25h) 差止請求委員会 (10回 19.00h) 被害回復委員会 (10回 19.00h) 委任前弁護団会議 (6回 5.00h) 委任後弁護団会議 (52回 71.25h) 啓発、政策提言などの会議 (4回 7.25h)
管理費 (合計 41.00h)	通常総会 (1回 1.0h) 理事会 (13回 20.50h) 監事監査 (1回 1.00h) 月次事務局会議 (13回 18.50h)
総計 264.00h	

(4) 印刷費のうちコピー代

業務量割合に近似にするため、賃借料同様会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

[資料2]-2 事業費・管理費 区分明細

	金額	備考
事務人件費／事業費	3,206,243	差止請求・被害回復・情報提供受付担当分
事務人件費／管理費	1,710,011	経理・庶務担当分
小計	4,916,254	

福利厚生費／事業費	971,494	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費+退職金共済（差止請求・被害回復・情報提供受付担当分）
福利厚生費／管理費	577,452	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費+退職金共済（経理・庶務担当分） +その他、職場関係費用67,081円
小計	1,548,946	

賃借料／事業費	443,550	会議時間 223.00時間分
賃借料／管理費	81,550	会議時間 41.00時間分
小計	525,100	

印刷費／事業費	604,895	コピー関連費用（会議時間 223.00時間分） +事業費直接計上分376,358円
印刷費／管理費	42,018	コピー関連費用（会議時間 41.00時間分）
小計	646,913	

[資料2]－3 消費者機構日本2021年度 事業費配賦明細

事業(大)	事業(小)	各事業の主要会議	時間		事務人件費	福利厚生費	賃借料	印刷費
(1) 不当な約款等の是正事業		検討事案選定会議	5.125	41.625	598,475	181,338	82,793	42,659
		常設検討チーム<第1・第2>	10.875					
		分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	16.125					
		差止請求委員会	9.500					
(2) 差止請求関係業務を実施する事業		検討事案選定会議	5.125	64.875	932,758	282,626	129,037	66,486
		常設検討チーム<第1・第2>	10.875					
		分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	16.125					
		差止請求委員会	9.500					
		委任前弁護士会議	5.000					
		委任後弁護士会議	18.250					
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	① 共通	検討事案選定会議	10.250	55.000	790,777	239,606	109,396	56,366
		常設検討チーム<第1・第2>	21.750					
		分野別検討チーム (主に被害回復に係るもの)	2.000					
		被害回復委員会	21.000					
	② 東京医大訴訟	委任後弁護士会議等	2.000	2.000	28,756	8,713	3,978	2,050
	③ ワンメッセージ訴訟	委任後弁護士会議	43.250	43.250	621,839	188,418	86,025	44,324
		直接計上						2,290
	④ 順天堂大訴訟	委任後弁護士会議	10.500	10.500	150,967	45,743	20,885	10,761
		直接計上						371,305
	(4) 消費者被害の調査・研究事業	-	-	-	-	-	-	-
(5) 被害者への支援事業	-	-	-	-	-	-	-	
(6) 消費者に対する啓発事業	総会シンポジウム	会議当日	1.750	1.750	25,161	7,624	3,481	1,793
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー	会議当日	3.000	3.000	43,133	13,069	5,967	3,074
		直接計上						2,763
(8) 政策提言事業	書面電子化意見打合せ	事前打合せ	1.000	1.000	14,377	4,357	1,988	1,025
(9) その他必要な事業		-	-	-	-	-	-	
合計			223.000		3,206,243	971,494	443,550	604,895

【資料3】2021年度 いくつかの事業にまたがる会議の費用（事業費）に関する事業ごと区分

事業	会議名	区分
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上 ((2) (3) と按分)
	常設検討チーム<第1・第2>	経費の4分の1を計上 ((2) (3) と按分)
	分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上 ((1) (3) と按分)
	常設検討チーム<第1・第2>	経費の4分の1を計上 ((1) (3) と按分)
	分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	経費の2分の1を計上 ((1) と按分)
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	検討事案選定会議	経費の2分の1を計上 ((1) (2) と按分)
	常設検討チーム<第1・第2>	経費の2分の1を計上 ((1) (2) と按分)
	分野別検討チーム (主に被害回復に係るもの)	経費のすべてを (3) に計上
	被害回復委員会	経費のすべてを (3) に計上
	委任前弁護団会議	経費のすべてを (3) に計上